

## 第 25 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月25日(木) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室
3. 出席委員 (9人)

1 番 鈴木 寛幸	2 番 木村 朝子	3 番 須藤 利美
4 番 高橋 幸子	5 番 船山 彰夫	6 番 横澤 謙次
7 番 安部 数幸	8 番	9 番 朝倉隆一郎
10 番 井上 禎夫		
4. 欠席委員 8 番 伊藤 悟
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 大谷部良明局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- |       |                                 |  |
|-------|---------------------------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について                  |  |
| 日程第 2 | 会期の決定について                       |  |
| 日程第 3 | 報告第 65号 非農地証明願いについて             |  |
| 日程第 4 | 報告第 66号 農地法第18条の規定による報告について     |  |
| 日程第 5 | 報告第 67号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |  |
| 日程第 6 | 議案第 74号 農地法第3条の規定による許可申請について    |  |
| 日程第 7 | 議案第 75号 農地法第4条の規定による許可申請について    |  |
| 日程第 8 | 議案第 76号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について     |  |

議長 ( 会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

参議院選挙、飯豊町議会選挙も終わりました、参議員の現職が落選し、飯豊町議会議員についても、3名の現職が落選したという結果でございました。今後、山形県におきましては、参議員は野党候補のみとなってしまう、今後山形県にどのような影響を及ぼすのか、自民党の関係者の方々は、たいへん頭を悩ませるところですが、これだけは致仕方なく、見守っていくしかないと思います。

また、飯豊町議会選挙におきましても、新人候補が多数当選いたしまして、議会の活性化につながっていくと考えております。

また、8月からの3か月間気象予報が発表になったと新聞に載っていましたが、気温は平年並みかやや高い、ただ、日照時間は平年並みか少ないということでした。降水量は、平年並みと出ておりました。水稻については、ほぼ問題ないという記事でございました。これから、水稻に対して、どのような天候になるのか、これから夏が来るのが、楽しみにしているのか、わかりませんが、少しでも、これから水稻に対して良い天気になって頂けるよう期待しながら挨拶に変えさせて頂きたいと思っております。

ただ今より第25回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は、8番伊藤悟委員でございます。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、6番横澤謙次委員、7番安部数幸委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。

それでは日程第3報告第65号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 私の方から非農地証明について報告させて頂きたいと思っております。

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字下野 63-4 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 2,828 m <sup>2</sup>	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字中里七 772-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 153 m <sup>2</sup>	

3 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字金山沢 3514-168	
	地目地積	牧場 1 筆で 7,346 m <sup>2</sup>	

1 番の事由は、平成 10 年頃、堆肥が野積みに出来なくなり、父の代に、転用申請を行わずに、堆肥舎を建設してしまったためでございます。地元農業委員の船山彰夫委員と現場確認の方を行っております。

2 番の事由は、60 年位前に住宅の一部として使用させておりましたが、現在は取り壊して更地になっております。したがって、申請地は、すでに農地性が失われていると判断したためです。井上会長と現場確認を行っております。

3 番の事由は、平成元年 4 月頃より放牧させておらず、牧場としての農地性を失われているものと判断したためでございます。地元農業委員の高橋幸子委員と現場確認を行っております。以上、3 件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第 4 報告第 6 6 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法 1 8 条の規定の解約の報告がありましたので、報告致します。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3018	
	地目地積	田 1 筆で 590 m <sup>2</sup>	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3018	
	地目地積	田 1 筆で 590 m <sup>2</sup>	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字坊屋敷 970-3	
	地目地積	田 1 筆で 950 m <sup>2</sup>	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字坊屋敷 970-3	
	地目地積	田 1 筆で 950 m <sup>2</sup>	

5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字中里 300-1	
	地目地積	畑 1 筆で 500 m <sup>2</sup>	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字中里 300-1	
	地目地積	畑 1 筆で 500 m <sup>2</sup>	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2713-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,359 m <sup>2</sup>	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字高野 4571 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,893 m <sup>2</sup>	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 3658	
	地目地積	田 1 筆で 1,700 m <sup>2</sup>	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3324-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,627 m <sup>2</sup>	

1 番と 2 番の案件は、公共事業による工事に伴い買収されまして、解約されたものであります。

3 番と 4 番の案件は、これまで賃貸借でありましたが、使用貸借に変更のため、一旦解約になります。

5 番と 6 番の案件は、畑を自作されるということでの解約であります。

7 番の案件は、農地中間管理機構を通して、改めて賃貸借契約をするための解約になります。

8 番の案件は、受け手が耕作出来なく、解約されたものでありまして、今後、借受ける方を探して頂くことになります。

9 番の案件は、現在、〇〇〇のところで研修をしております〇〇〇が、6 月から飯豊町に移住されておりますが、こちらで農業を行うために〇〇〇が解約されます。のちほど、〇〇〇の契約が出て来ます。

10 番の案件も、9 番と同じ理由で、今後、〇〇〇に借りてもらうことになります。以上、10 件について報告致します。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第5報告第67号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字中ノ目 127-4 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 3 筆で 21,928 m <sup>2</sup>	

令和元年6月28日、相続によるもので、あっせん希望はありません。以上、報告いたします。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第6議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借の更新が1件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字寺屋敷 2601-1 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 3 筆で 25,867 m <sup>2</sup>	

以上1件につきまして農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、ご審議の上承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。1番鈴木委員

鈴木委員

〇〇〇、〇〇〇は親子関係であります。更新でありますので、何ら問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定致しました。  
それでは日程第7議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 それでは、農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2556-1	
	地目地積	田1筆で1,681㎡	
2番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2729	
	地目地積	畑1筆で330㎡	

1番の案件の転用事由は、製造業を営んでおり、従業員、来客者の駐車場が不足しているため、駐車場用地として整備することと、資材置場として整備し、その後建設会社に貸し付けるためでございます。工事着手は、許可後で、令和2年3月20日に完了予定です。

補足説明を行います。事業費は50万円となっております。資金計画につきまして全額自己資金の予定です。取水は行いません。排水方法については汚水、生活雑排水については該当なし、雨水は地下浸透でございます。

続いて被害防除計画について説明させていただきます。盛土造成後に土留めによる法面の保護を行います。近傍農地及び農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。

以上の内容について、7月16日に地元農業委員の横澤謙次委員と現場確認を行っております。農地転用の基準であります。申請地は第2の1の(1)のカの(ア)に該当し、第2種農地の転用であります。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の農地で代用できない場合のみ許可できるとされております。当該申請地は地理的条件、面積条件、地権者の同意等、総合的に判断した結果最適であり、他の農地で代用ができないものと考えます。

2番の案件であります。既に農地に住宅が建設されており、違反転用の状態です。これは今から約10年前に既存の住宅隣の畑に農地転用申請を行わずに新たに住宅を増築したためであります。今回、既存住宅を建て替えることになり、発覚した経緯であります。

本案件について、県の担当者に確認したところ、町農業委員会総会に現時点で提出

できる範囲の書類を添付し、通常申請と同じように農地転用申請をするようにと指示を受け、申請に至ったものです。始末書も提出して頂いております。

今回は、既に住宅が建設されていることや、約10年間大きなトラブル等もなかったということで、補足説明及び被害防除計画等の説明は割愛させていただきます。

以上の内容について、7月16日に地元農業委員の横澤謙次委員と現場確認を行っております。農地転用の基準であります。申請地は第2の1の(1)のカの(ア)に該当し、第2種農地の転用であります。

第2種農地の転用は申請に係る農地に代えて周辺の他の農地で代用できない場合のみ許可できるとされております。本案件は、既存住宅に増築する形で建設した住宅であり、当該申請地以外では代用できないものであります。申請者は認識不足を深く反省しており、始末書も提出しておりますので、よろしくご審議のうえ許可くださいますようお願いいたします。

以上2件報告致しましたので、よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。6番横澤委員

横澤委員 　　1番の案件であります。この農地は自己保全管理地で、去年、農地パトロールで指摘を受けたところであり。場所は、工場近くで、宅地続きの土地で、近くには住宅があり、東側は採草地で、北側は排水路を挟んでの水田です。現状は、立木や生い茂る土地でありますので、このような形で確認してきました。

2番の案件ですが、現状は住宅で隣接する住宅には、十分距離があり、何も心配もなく、残りの空き地には作物も作付されていて、綺麗に管理していた畑でありました。本人も反省し、始末書も提出しているということで、審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。承認することに決定致しました。それでは日程第8議案第76号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 　　それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。新規の利用権設定が2件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 3658	
	地目地積	田 1 筆で 1,700 m <sup>2</sup>	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3324-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,627 m <sup>2</sup>	

以上 2 件については、このたび、8 月から就農する予定の方でありまして、経営面積が 50 a 未満になっておりますが、これから経営する品目が、露地野菜ということで、就農計画も既に提出されております。

所得目標も 200 万円ということで計画されておまして、こちらの方も問題ないと思われま。さらに、農機具等につきましても、現在研修頂いております〇〇〇と賃貸借契約を結んで、農機具についても、現在賃貸しながら、就農する準備を進めております。経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われま。ので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。9 番朝倉委員

朝倉委員 　　1 番 2 番の案件であります。さきほど事務局から報告がありましたが、〇〇〇が借りていた農地を、一旦解約しての農地であります。それを新たに〇〇〇が、その農地を借りて、研修をしながら、実際農地を借受け、作物を作ってやっていくということでもあります。なんら問題ないと思われま。ので、よろしくようお願い申し上げます。なお、新たに I ターンしてくるということでもありますので、私たちが温かく見守りながら、今後、注視していかなければならないと思っております。

議長 　　ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めま。

委員 　　全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第25回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。  
( 午前10時05分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年7月25日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 (6番) \_\_\_\_\_

署名委員 (7番) \_\_\_\_\_